

大川広域行政組合介護サービス事業特別会計条例

〔平成16年 2月26日〕
〔 条 例 第 6 号 〕

改正 令和 3年 3月25日条例第 4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、介護サービス事業の円滑とその経理の適正を図るため大川広域行政組合介護サービス事業特別会計を設置する。

(弾力条項)

第2条 前条に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(大川ふるさと市町村圏基金特別会計設置条例の廃止)

2 大川ふるさと市町村圏基金特別会計設置条例(平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号)は、廃止する。

附 則 (令和3年3月25日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。